

青森県報

第三千七百七十二号

平成二十一年
十二月九日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 課) …… 一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 二
- 保安林の指定解除予定……………(林 政 課) …… 二
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) …… 二
- 道路の供用の開始……………(同) …… 三

公 営 企 業

- 青森県立中央病院循環器撮影装置の購入に係る一般競争入札……………(病 院 課) …… 三

告 示

青森県告示第七百八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
株式会社チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	訪問介護	ニチイケアセンター下長	八戸市下長四丁目二の二オフイス小茂一階三号室	平成 三・二・二五
株式会社あいびす	弘前市大字薬師堂字沢田口五の	訪問看護	訪問看護ステーションあいびす	弘前市大字城東中央五丁目四の二五	三・二・二六
株式会社介護センター青和	青森市富田三丁目一七の二三	訪問介護	株式会社介護センター青和	青森市富田三丁目一七の二三	三・二・二七
株式会社介護センター青和	青森市富田三丁目一七の二三	訪問入浴介護	株式会社介護センター青和	青森市富田三丁目一七の二三	"
株式会社介護センター青和	青森市富田三丁目一七の二三	福祉用具貸与	株式会社介護センター青和	青森市富田三丁目一七の二三	"

青森県告示第七百八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十一年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社ベス トケア	青森市青柳二丁目五の三	居宅介護支援事業所さいとうプラザサービス	青森市青柳二丁目六の二三	平成 三・二・二〇

青森県告示第七百八十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十一年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	氏名 介護予防サービス の種類	介護予防サービス事業を 行う事業所	指定 年月日
株式会社二 チイ学館 東京都千代田区 神田駿河台二丁目 九	介護予防 訪問介護	八戸市下長四丁 目二の二一オ イス小茂一階三 号室	平成 三・二・三五
株式会社あ いびす 弘前市大字薬師 一堂沢田口五の 一	介護予防 訪問看護	弘前市大字城東 中央五丁目四の 二五	三・二・二六
株式会社介 護センター 青森市富田三丁目 一七の二三	介護予防 訪問介護	青森市富田三丁目 一七の二三	三・二・二七
株式会社介 護センター 青森市富田三丁目 一七の二三	介護予防 訪問入浴	青森市富田三丁目 一七の二三	"
株式会社介 護センター 青森市富田三丁目 一七の二三	介護予防 貸与用具	青森市富田三丁目 一七の二三	"

青森県告示第七百八十八号

次のとおり森林林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十一年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
青森市大字横内字鏡山一四の二九五（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由
鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年一月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変更の 区間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	二七九号	むつ市大畑町長坂八の三から むつ市大畑町佐藤ヶ平一の一 六林班ぬ小班まで	前 後	七・三七メートルから 三・八〇メートルまで 七・九六メートルから 三・五三メートルまで	二七・三〇メートル 二七・三〇メートル	

青森県告示第七百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年一月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 二七九号	むつ市大畑町長坂八の三から むつ市大畑町佐藤ヶ平一の一佐藤ヶ平（甲） 国有林一九六林班ぬ小班まで	平成三〇・三・二〇

公 営 企 業

青森県立中央病院循環器撮影装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十一年十二月九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は入札説明書による。

循環器撮影装置一式

二 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

三 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十一年三月二十七日青森県告示第九十九号の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

四 入札書の提出場所等
1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市東造道二丁目一の
青森県病院局運営部管理課
電話 〇一七 七二六 八〇三七

2 入札書の提出期限
平成二十二年一月十九日 午前十時

3 開札の場所及び日時
(一) 場所
青森市東造道二丁目一の
青森県立中央病院 三階第一会議室

(二) 日時
平成二十二年一月十九日 午前十時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条、第三百三十三條及び第三百五十九條の規定による。

六 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

七 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

八 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

(1) Cardiovascular angiography diagnostic System.

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid manual.

2 Time limit for tender : 10:00 a.m. 19 January 2010

3 Contact point for the notice :

Supply Section
Management Division
Hospital Bureau
Aomori Prefectural Government
2-1-1 Higashitsukurimichi
Aomori city, Aomori 030-8553
Japan
Phone : 017-726-8037

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭